地震再保険特別会計の改革の進捗状況

１．特別会計の概要

地震再保険特別会計は、昭和39年の新潟地震を契機に、一定額以上の巨額な地震の損害を国が再保険することを内容とした地震保険制度の実施に当たり、その経理の状況を明確にするために昭和41年に設置された特別会計です。

本特別会計においては、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として、民間保険会社が負う地震保険責任を政府が再保険し、再保険料の受入れ、管理・運用のほか、民間のみでは対応できない巨大地震発生の際には、再保険金の支払いを行うために区分経理しています。

損害保険会社が契約者から受領した保険料は、すべて日本地震再保険株式会社に再保険され、日本地震再保険株式会社はそれぞれの責任額割合に応じて自らが保有する分、損害保険会社が再度再保険する分と政府の再保険特別会計に再保険する分にわけ出再（再保険を引き受けてもらうこと。）します。

２．改革の概要

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年6月2日施行、以下「行政改革推進法」といいます。）第24条において、「地震再保険特別会計において経理されている再保険の機能に係る事務及び事業については、その在り方を平成20年度末までに検討するものとする。」とされています。

３．改革の進捗状況

「特別会計に関する法律」（平成19年4月1日施行）において、一般会計と異なる取扱いを整理する観点から、積立金として積み立てるべき金額の使途が明確化されるとともに、支出未済繰越しに関する規定が廃止されました。

また、再保険スキームにおける官民の負担区分について、将来の予想準備金残高に基づく設定方法を導入するとともに、総支払限度額設定の基礎となる予想最大支払額について、震源や地盤等の特徴を加味した算定手法を導入しました。

さらに、「行政改革推進法」に基づく再保険機能に係る事務事業の在り方については、国の関与が不可欠であり、再保険による国の関与の方法が適当であるといった地震保険制度に関する有識者等からのご意見を踏まえて検討した結果、超長期で収支が相償する地震保険の特殊性、安定的な保険支払能力の確保及び収支の明確な区分経理による透明性の確保等を勘案し、地震再保険特別会計において経理する現行スキームを引き続き活用することとしました。更に、今後とも地震保険の普及促進の取組みについて検討していきます。

なお、特別会計に関する財務情報については、平成19年度より、別途当省ホームページにおいて開示しています。